

和歌山大学アドミッション室設置要項

平成28年 3月29日学長決裁

令和 5年 6月23日一部改正

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人和歌山大学組織規則第17条第2項の規定に基づき、和歌山大学アドミッション室（以下「室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 室は、和歌山大学（以下「本学」という。）における入試に係る選抜・実施方法、国において検討・審議されている入試改革及び他大学の入試に関する調査等、入試に関する種々の検討及び企画・立案を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学入試に関する調査・研究に関すること
- (2) 入学者選抜の制度、方法等の設計に関すること
- (3) 入試広報の企画・立案・実施等に関すること
- (4) アドミッション・ポリシーの策定・検証・調整に関すること
- (5) 教育委員会、各自治体及び高等学校との連携に関すること
- (6) その他、入試に関する検討及び企画・立案に必要な事項

(組織)

第4条 室は、次に各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員

2 室長及び室員は、入試を担当する理事が任命する。

3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 室には、必要に応じて副室長を置くことができる。

(検討部会)

第5条 室には、必要に応じて検討部会を置く。

2 検討部会に関する事項は、室長が別に定める。

(事務)

第6条 室の事務は、入試課が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、室の運営に関し、必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要項の施行後に最初に任命されるオフィス長の任期は、平成29年3月31日までとする。

3 「和歌山大学入試企画・戦略室」は平成28年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正要項は、平成30年4月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正要項は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この改正要項施行後、最初に任命される室長の任期は、第4条第3項の規定に関わらず、令和7年3月31日までとする。